

平成17年6月18日

河内長野市長

橋上 義孝 様

河内長野市総合計画審議

会長 増田



河内長野市第4次総合計画の基本構想案について

(答申)

平成16年8月28日付け河長企企第44号をもって諮問のありました河内長野市第4次総合計画の基本構想案につきまして、延べ28回にわたる会議での審議および市民等からの意見募集の結果、別添のとおり答申します。

なお、総合計画の実施にあたっては、審議会での意見や審議経過を十分に反映し、市民参加のもとで着実な実現に努められるようお願いいたします。

河内長野市第4次総合計画基本構想（案）

平成17年6月18日

河内長野市総合計画審議会

目 次

序 章 第4次総合計画の概要	P - 1
1. 第4次総合計画の背景と目的	
2. 計画の構成と期間	
(1) 計画の構成	
(2) 計画の期間	
第1章 まちづくりの基本方向	P - 2
1. まちづくりの歩みと資源	
(1) 本市の歩み	
(2) 本市の有する資源	
2. 本市を取り巻く時代潮流（直面する課題）	
3. これからのまちづくりの方向性～量的拡大から質的充実への転換～	
(1) 基本的な考え方	
(2) 人口、都市構造	
第2章 まちづくりの理念と目標	P - 11
1. まちづくりの理念	
(1) 「調和と共生のまちづくり」	
(2) 「元気なまちづくり」	
(3) 「協働のまちづくり」	
2. 都市の将来像とまちづくりの目標	
(1) 都市の将来像	
(2) まちづくりの目標	
第3章 目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み	P - 15
1. 重点施策	
(1) 地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実	
(2) 質的充実による居住環境の魅力向上	
(3) 市民・事業者・行政の協働の推進	
2. 第4次総合計画を推進する仕組み	
(1) 定期的な進捗確認とフィードバック	
(2) 優先順位づけや役割分担による効率的な事業推進	
(3) 市民参加による進行管理体制の整備	
資料 用語の解説	P - 18

序章 第4次総合計画の概要

1. 第4次総合計画の背景と目的

- ・ 総合計画とは、長期的な「まちづくり」を計画的・総合的に進めるための指針となるものです。
- ・ 本市は、総合計画（第1次：昭和45年～60年）の「緑の健康都市」から新総合計画（第2次：昭和60年～平成7年）の「潤いと活気のある緑の健康都市」を経て、第3次総合計画（平成8年度～平成17年度）の「人・まち・緑 夢くうかん 歴史と文化の生活創造都市」まで、「緑（自然）を生かした都市づくり」を基本理念にまちづくりを進めてきました。
- ・ 第4次総合計画は、第3次総合計画が平成17年度に終了することを受けて策定したのですが、本市そしてわが国を取り巻く時代環境は、これまでの総合計画とは大きく異なっています。
- ・ 税収や人口などの量的な拡大を前提とした「右肩上がり」時代の終わりを迎え、まちづくりにおいても、質的な充実に向けて、「あれもこれも」から「あれかこれか」のいわゆる「選択と集中」を地域自身で行っていくことが求められており、その際に選択基準となる視点の明確化が重要となっています。
- ・ これからのまちづくりには、市民・事業者・行政の協働が不可欠であり、「行政主導型」から、市民の自発的活動を支援し、市民と行政が対等な主体として共に考え、担う「協働型」へ転換していくことが必要となっています。
- ・ 第4次総合計画は、本市の歴史や特性、社会経済環境の動向などを踏まえた上で、本市が目指すべき今後10年間の方向性を明らかにすることで、「選択と集中」を行っていく際の視点を示すとともに、具体的な施策および推進の仕組みを体系的に示すことを目的として策定したものです。

2. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

- ・ 第4次総合計画は、「基本構想^{注1}」、「基本計画^{注2}」、「実施計画^{注3}」により構成します。

(2) 計画の期間

- ・ 基本構想、基本計画とも、平成18年度（2006年度）からの10年間とし、目標年次を平成27年度（2015年度）とします。
- ・ 基本計画は、急激に変化する時代環境に対応し必要に応じて見直すこととします。
- ・ 実施計画は、原則として3カ年のローリングシステム^{注4}により毎年度策定します。

第1章 まちづくりの基本方向

1. まちづくりの歩みと資源

(1) 本市の歩み

- ・本市域では、古くから人びとの営みが行われており、旧石器時代の遺跡が発見されています。続く縄文時代や稲作が始まった弥生時代、大師山古墳などが造られた古墳時代の遺跡も数多く見られます。
- ・古代には、河合寺、観心寺、天野山金剛寺などの寺院が建立されました。また、河内の国から大和、和泉、紀伊に通じる街道が交差し、さらには、高野山が開かれると京とを結ぶ高野街道が市域を南北に通じ、交通経済の要衝として発展しました。
- ・南北朝時代には、観心寺や天野山金剛寺は、楠木正成らとともに南朝方に味方し、南朝の一大拠点となりました。そして、一時は、南北両朝の天皇の行在所にもなりました。
- ・江戸時代には、農業技術の発展や寺ヶ池、水路の築造により新田開発が盛んに行われました。また、鎌倉時代から江戸時代にかけて、鋳物業やスギ、ヒノキの伐採による林業、薪炭業、高野豆腐製造などが始まり、その後の市域における産業の基礎となりました。
- ・明治時代には、高野鉄道（現・南海高野線）と河南鉄道（現・近鉄長野線）が開通し、引き続き交通結節点として発展を続けました。また、大阪近郊の観光・レクリエーションの場としても親しまれてきました。
- ・昭和29年に、長野町、三日市村、高向村、天見村、加賀田村、川上村の6町村が合併し、本市が誕生しました。
- ・昭和40年代以降は、高度経済成長を背景に、急激に住宅団地の開発が進み、市制施行時には約3万人であった人口が、ピーク時には123,617人（平成12年2月末）に達し、大阪都市圏のベッドタウンとして重要な地位を占めるようになりました。
- ・人口の拡大とともに、都市化に対応した道路、駅前整備、上下水道、義務教育施設など都市基盤の整備を進め、河内長野駅前・三日市町駅前の再開発や大阪外環状線の全線開通、国道371号バイパスの開通、府営滝畑ダムの建設、千代田駅前交通広場の整備などが行われてきました。
- ・基本的な都市基盤の整備に加えて、保健センター、障害者福祉センター、ラブラーホール、コミュニティセンター、子育て支援センター、第2清掃工場、市民交流センター・図書館などの施設整備や情報公開、モックルコミュニティバスの運行、ごみシール制の導入、水道水源保護条例の制定、建築協定の

締結など、豊かな市民生活を支える施設や市民サービスの充実を図ってきました。

このように、本市では、恵まれた自然や歴史的・文化的環境を生かしながら、時代の進歩に対応した良好な住宅都市づくりを進めてきました。

一方で、第3次総合計画で掲げていた複合機能の整備による都市機能の高度化や将来人口としていた133,000～140,000人は実現することができませんでした。

(2) 本市の有する資源

豊かな自然と歴史・文化

- ・ 本市は大阪府の南東端に位置し、府内で3番目に広い面積(109.61平方キロメートル)を有しています。
- ・ 市域は、豊かな自然に恵まれており、市面積の約7割が森林に覆われています。
- ・ 水源地の美しい水と肥沃な土壌にも恵まれており、さらに内陸性の温暖な気候もあり、稲作や野菜、果樹の栽培に適しています。
- ・ 石川の河岸段丘部には市街地が発展し、丘陵部に織りなす緑の帯「グリーンベルト」など、緑豊かな景観を持つ特徴的な地形が形づくられています。
- ・ 豊富な歴史遺産、文化財の数は、大阪府内はもちろん、全国的にも有数であり、まさに「まちじゅうが博物館」と称しても過言ではありません。

ほぼ整いつつある都市基盤

- ・ 本市では、高度経済成長期以降の人口急増に対応して、道路、駅前整備、上下水道、義務教育施設、文化施設など、都市基盤の充実に努めてきました。
- ・ この結果、公共下水道や道路などは引き続き整備が必要ですが、市民生活を支える基本的な都市基盤はほぼ整いつつあります。

活発な市民活動、豊富な人材

- ・ 本市では、自治会・町内会を中心とした地域活動が活発であるほか、「祭り」などの伝統文化も市民生活に根ざしており、地域の活力の一翼を担っています。
- ・ 山地の尾根筋に開発された住宅団地が多く、小学校区単位で団地部と農村部の住民の交流が行われています。
- ・ 福祉をはじめ、自然、環境、観光、文化財、地域美化などの多様な分野で、熱心なボランティア活動や活発な生涯学習活動も行われています。

- ・ 講座やイベントへの参加、リサイクルの取り組み、ボランティア活動などが盛んであり、市民意識は総じて高いといえます。

以上のように、本市の資源は、これからのまちづくりにとって次のような可能性を持っていると考えられます。

- ・ 豊かな自然や歴史的・文化的資源は、本市が発展してきた原動力であり、市民を過去から未来へとつなぐ核であるとともに、「都心回帰^{注5}」の一方で進む「自然回帰^{注6}」に対応し、本市がさらに発展する大きな魅力としての可能性を持っていると言えます。
- ・ ほぼ整いつつある都市基盤は、今後、その量的な維持・充実とともに、バリアフリーや安全・安心など豊かな市民生活を支えるために既存の施設・基盤の活用や質的な充実を図ることにより、さらに市民が暮らしやすく、魅力を感じる生活基盤として向上させていくことが可能です。
- ・ 活発な地域活動や市民活動は、これからのまちづくりに不可欠であるコミュニティ（地域社会）を再生し、さらに人と人との温かい触れ合いを求める人びとが住み、学び、憩う際の魅力として、本市のまちづくりの原動力となると期待されます。
- ・ ベッドタウンとして発展してきた本市では、今後、いわゆる「団塊の世代^{注7}」を中心に、さまざまな経験や知識を持つ人が「地域に帰ってくる」ことが予想され、昼間人口^{注8}の増加とともに、地域活動の一層の活性化も期待できます。

2. 本市を取り巻く時代潮流（直面する課題）

人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

- ・ わが国の人口は、戦後一貫して増加してきましたが、今後は、少子化の進行により、早ければ平成 19 年（2007 年）にも減少に転じると推計されています。
- ・ 本市では、昭和 40 年代後半以降に転入した世帯における「親世代」の高齢化が進行する一方、「子ども世代」の市外への転出が続き、それを補ってきた 30 歳～40 歳代の「ファミリー層」の転入が減少しているため、人口は平成 12 年度から減少傾向にあり、この傾向が続けば、平成 27 年度末の人口は 11 万人前後になると推計されます。
- ・ 少子高齢化が急速に進行する中で、平成 15 年度末には約 18%であった老年人口（65 歳以上）割合は、平成 27 年度末には約 29%になると予想されており、超高齢社会を迎えます。
- ・ 「団塊の世代」が大量に退職する中で、短期間で生産年齢人口^{注 9}（15～64 歳）割合が減少するものと思われます（平成 15 年度末約 68% 27 年度末約 60%）。

人口の増加をまちづくりの主な原動力としてきた本市にとって、人口減少社会の到来は、「まちの活力」を低下させることが懸念されます。

安全・安心への信頼の揺らぎ

- ・ 平成 7 年の兵庫県南部地震、平成 16 年の新潟県中越地震による災害をはじめ、相次ぐ異常気象の発生などは、自然災害の脅威を改めて示しましたが、東南海・南海地震^{注 10}発生の可能性も指摘されています。
- ・ 本市では近年、災害による大きな被害はなかったものの、東南海・南海地震では大きな被害を受けることも考えられ、その備えが課題となっています。
- ・ 犯罪の増加・多様化や食品の安全性への信頼を損なう事件などが市民の日常生活を脅かしています。
- ・ 本市は、大阪府内では犯罪発生率^{注 11}が低く、これまで「安全なまち」とされてきましたが、犯罪認知件数^{注 12}が長期的に増加傾向にあった中で、市民の安全・安心への意識も高まっています。

自然災害や犯罪、火災などから市民の生命や財産を守ることは、行政の基本的な責務であることから、市民が実感できる安全・安心な環境づくりが大きな課題となっています。

より重要となった環境との共生

- ・ 大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換は未だ途上にあり、地球全体の環境破壊が進行しています。
- ・ 都市化による自然の減少は、人間の社会生活にさまざまな負の影響を及ぼしています。
- ・ これに対し、京都議定書^{注 13}の発効などの国際的な環境保全への取り組みが本格化しており、「持続可能な発展^{注 14}」が世界各地で模索されるなど、将来の世代によりよい環境を引き継ぐ取り組みが進んでいます。
- ・ 自然だけではなく、歴史や文化など、先人から引き継いだ地域環境を生かした特色あるまちづくりが各地で試みられています。
- ・ 急速な都市化の中でも豊かな自然環境を守ってきた本市では、先駆的に環境保全に関する条例を策定するなどの取り組みを進めてきました。
- ・ 環境への意識が高い市民の協力のもと、ごみの分別回収をはじめ、さまざまなリサイクル活動が市内全域で展開されています。
- ・ 食品の安全性への信頼の揺らぎを背景に、地元産品の地元での消費などの動きも進んできています。

環境との共生は、本市のまちづくりの普遍的テーマであり、また、本市の魅力の根源でもあります。今後とも豊かな環境を保全しながら、いかに活用するかが課題となっています。

地方分権の進展と財政悪化

- ・ 住民の価値観やニーズの多様化などを背景に、地域ごとに「自ら考え自ら実行する」動き（「自律ある地方自治」）が高まっており、権限や税財源の移譲など地方分権の流れが強まっています。
- ・ 一方、国と地方を合わせた公債（借金）残高は 900 兆円を超え、「右肩上がり」を前提とした行政運営は、もはや限界となっています。
- ・ これまで整備を行ってきた社会資本の維持管理コストが急増しており、今後、新たな大規模投資は困難な状況になっています。
- ・ 本市はこれまで、2 度にわたる財政再建団体^{注 15}の経験を教訓に「行革先進都市」として堅実な財政運営を行うとともに、独自の条例の制定など、自立したまちづくりを行ってきました。
- ・ しかし、1990 年代からの長引く景気の低迷や地価の下落などにより、本市の税収は減少しています。

このような地方分権の進展に伴う権限や税財源の移譲、財政悪化に加え、生

産年齢人口の減少という、これまで経験したことのない局面を迎える中、徹底した財政健全化と市民ニーズ・緊急度・重要度などの視点での「選択と集中」が不可欠となっています。

まちづくり、社会づくりへの市民の参画拡大

- ・ 住民ニーズが多様化していく中で、行政主導によるまちづくりだけでは対応に限界が出てきています。
- ・ 一方で、自治会・町内会など、これまでコミュニティの中心的役割を果たしてきた組織とともに、NPO^{注16}、NGO^{注17}といった新しい組織の活動が活発化しており、行政や企業と対等な関係を構築しつつあります。
- ・ 本市でも、自治会・町内会の加入率は低下しつつありますが、依然として地域社会の中心となっているとともに、各種ボランティアグループの活動も活発化しつつあります。
- ・ 市民と行政の関係においてもパートナーシップ^{注18}づくりに向けた動きが始まっており、情報の共有や相互信頼関係の形成が進められつつあります。

限られた資源や資産を有効に活用し、より豊かな生活環境づくりを進めていくために、市民・事業者・行政がより緊密に連携しあった「協働のまちづくり」が求められています。

高度情報化社会の進展

- ・ インターネットや携帯電話の爆発的な普及など、IT（情報通信技術）革命により、すべての人びとにとって生活の利便性や多様性が飛躍的に向上し、暮らしを大きく変えています。
- ・ そのことはまた、住民と行政、住民と住民の情報共有の関係にも大きな変化をもたらしています。
- ・ 一方で、デジタルデバイド^{注19}や情報犯罪の発生、人と人との直接的交流の減少などの新しい課題も発生してきています。
- ・ 本市では、電子市役所の実現に向けた取り組みを行い、インターネットを活用した市民の利便性を高めています。
- ・ 早くから情報公開に取り組むなど、市民との情報の共有を積極的に進めてきましたが、さらなる充実が課題となっています。

情報通信技術の進歩がすべての市民の生活の利益に結びつき、安全性と利便性のバランスの取れた施策展開が求められる一方で、人と人のつながりによる情報共有の方法の確立が必要となっています。

3. これからのまちづくりの方向性～量的拡大から質的充実への転換～

(1) 基本的な考え方

以上に整理した時代潮流のうち、まず、人口減少・少子高齢化の進展をどのように捉えるかが、本市のまちづくりにとって特に重要な課題です。

- ・ 大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきた本市にとって、人口増加がまちづくりの主な原動力であり、これまでの総合計画では将来人口の目標を15万人としてきました。
- ・ 人口減少・少子高齢化の進展は、これまでのまちづくりの考え方を変える必要があることを意味します。
- ・ わが国全体が人口減少・少子高齢化の流れにあり、即効性のある対応策や解決策が見出せない状況にある中で、本市のみがそれに歯止めをかけ、再び人口を増加させることは、本市の置かれた地理的・社会的条件や必要なコストを考え合わせても、現実的ではありません。
- ・ 人口の増減にこだわらず、人口規模そのものよりも「まちの活力」を維持・充実することをまちづくりの方向性とすべきです。
- ・ 本市には、「人」「自然、歴史・文化」「都市基盤、施設、資産」など、これまでのまちづくりで培われてきた多くの資源があります。
- ・ これらの貴重な資源を活性化させるとともに、それぞれが関わり合いながら相乗効果を図り、新たな価値を創り出していくこと、つまり地域資源の循環によって、「まちの活力」を維持・充実し、住みたい、住み続けたい、訪れたいという、まちの魅力を高めていくことが可能です。

第4次総合計画では、まちづくりの視点を量的拡大から質的充実へ転換するとともに、地域資源の循環を通して「まちの活力」を維持・充実していくことを基本方向とします。

(2) 人口、都市構造

人口

- ・ 本市の人口は、平成12年度から減少傾向にあり、この傾向が続けば、平成27年度末の人口は11万人前後になると推計されます。
- ・ しかし、本市の有する資源を十分に活用し、世代バランスを意識した魅力的なまちづくりを行うことにより、「ファミリー層」をはじめとした流入人口の増加も見込めることから、平成27年度末の人口が結果として12万人となることを想定します。
- ・ 一方、第4次総合計画では、人口規模そのものではなく、「まちの活力」の維持・充実を基本方向とすることから、これまでの定住人口^{注20}や交流人口

注²¹といったものに、活動人口^(*)という考え方を加えます。

- ・ この活動人口が増えれば、たとえ定住人口の規模が小さくなくても、実質的な「まちの活力」を維持・充実していくことができます。

(*)「活動人口」:

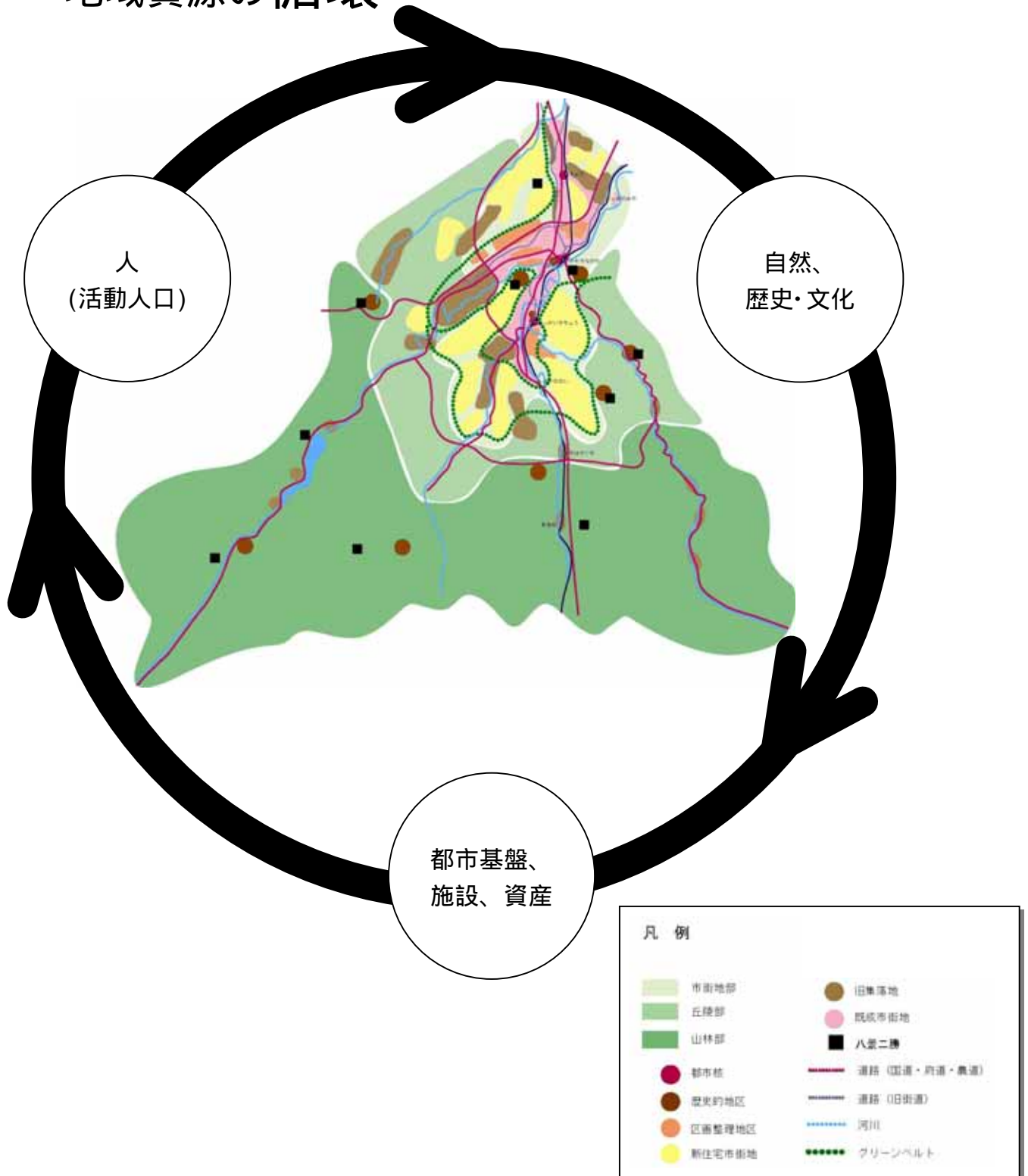
「都市の活力 = 人口 × 活動量」とすると、 \square が減っても \square が増えれば都市の活力は、維持・拡大することになります。活動人口とは、従来の生産年齢人口などの年齢区分に捉われず、まちづくりのために活動する人びとの数や時間によって表わされる「まちの活力」を示す指標です。

都市構造

- ・ 「まちの活力」を維持・充実するためには、貴重な地域資源を循環させることができる都市構造が重要です。(図参照)
- ・ このため、第4次総合計画では、豊富な地域資源を有する現在の都市構造を継承しつつ、地域資源が互いに関連しつつ循環していくことを目標とし、これまでの経緯も踏まえながら社会経済動向を見極め、民間活力を活用して、「まちの活力」の維持・充実、活動人口の受け皿となる機能配置を図ります。

(参考)本市の都市構造(地域資源)

地域資源の循環



第2章 まちづくりの理念と目標

1. まちづくりの理念

第1章で示した、量的拡大から質的充実への転換、地域資源の循環を通じた「まちの活力」の維持・充実という基本方向のもと、まちづくりの理念を次の3点とします。

(1)「調和と共生のまちづくり」

- ・本市では、これまでも、豊かな緑や歴史的・文化的資源に囲まれた良好な生活環境づくりをまちづくりの目標としてきました。多くの市民も、これらの環境によってもたらされる、澄んだ空気、美しい水をはじめとする潤いや、歴史や伝統の奥深さを感じることでできるまちなみが本市の最大の魅力の一つであると感じています。
- ・保水機能を持つ森林が、おいしい水の供給源としての役割や洪水による災害を軽減する役割を果たすなど、本市の生活環境は、自然環境との共生に裏打ちされてこそ成立するといえます。
- ・一方で、良好な自然や歴史的・文化的環境は、人びとの維持に向けた活動によって保全され成り立つことから、「自然との調和・共生」は、人びとがまちづくりに参加し、意識を共有していく上でも非常に重要です。
- ・日常生活においても、異なる価値観や生き方を持った人びと、男と女、外国人と日本人、障害者と健常者、大人と子ども、高齢者と現役世代、本市以外の地域や人など、お互いの人権を尊重しながら、より広範な形での「共生」が求められています。

(2)「元気なまちづくり」

- ・人口減少や少子高齢化、不透明な経済情勢、財政の悪化など、まちづくりを取り巻く環境の変化に対応し、これまで以上に「まちの活力」を維持・充実していくことが必要となっています。
- ・厳しい環境の中で本市が発展するには、市民と事業者が主体的にまちづくりに参加し、人と人との交流の活発化や、地域資源の循環を積極的に推進することなどにより、まちの「元気力」を向上させることが求められています。

(3)「協働のまちづくり」

- ・市民のニーズが今後ますます多様化していく中で、行政が提供するサービス

だけでは十分対応できない場面が多くなっていきます。

- ・ 高齢化の進展や人口移動によって、これまで本市の貴重な自然や自治の仕組みを支えてきた人びとが減少することとなり、世代交代や新たな人材の発掘が必要となっています。
- ・ これらに対応するには、市民、事業者と行政が「協働」し、「自ら考え自ら実行する」自律的なまちづくりが求められています。

2. 都市の将来像とまちづくりの目標

上記の3つの理念は、まちづくりのさまざまな分野を横断する総合的な目標です。

しかし、まちづくりを効率的に行っていくためには、関連性の強い政策分野ごとに具体的な取り組みを進めていく必要があるため、第4次総合計画では、3つの理念を具体化するため、「都市の将来像」とその将来像をさらに具体化した5つの「まちづくりの目標」を設定し、それぞれについて体系的な施策、事業を構築していくものとします。

(1) 都市の将来像

みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野

(2) まちづくりの目標

1) 環境調和都市

- ・ より潤いのある市民生活を実現するために、豊かな緑や自然環境を保全するとともに、快適な環境を創出します。
- ・ 資源循環や環境負荷の低減を一層強化するとともに、自然との触れ合いを通して、市民のライフスタイルが環境への配慮に基づくものとなるようなまちづくりを進めます。

基本目標

良好な環境の保全と創出

環境負荷の低減

2) 共生共感都市

- ・ 地域において一人ひとりが安心して生き生きと生活していくために、支え合い、助け合う中で元気で生きがいを持って暮らすことができる仕組みを構築します。
- ・ 地域が一体となった福祉の仕組みづくりを推進し、健康で心が通い合う地域福祉の充実を目指します。
- ・ すべての市民が人権を尊重し、より豊かな生活が過ごせるようなまちづくりを進めます。

基本目標

地域福祉の充実
健康づくりの推進
人権の尊重

3) 元気創造都市

- ・ 一人ひとりが生きがいや文化的な豊かさを持って行う元気な活動をまちづくりの原動力としながら、その活動を地域の元気に結びつけ、市全体を元気にします。
- ・ 特に、子どもたちが元気に育つことは、成長過程において周囲に活力を与えるとともに、本市の将来への希望へとつながっていくため、次代を担う人づくりを進めます。
- ・ 恵まれた自然や歴史的・文化的環境、人的資源を生かした地域ぐるみの子育てを行い、元気で未来への希望を持った子どもを育みます。
- ・ 今後、退職により市内で過ごす時間の増大が見込まれる「団塊の世代」をはじめ、若者や女性を含む市民が、まちの元気に積極的に関わることができるよう、情報や機会の提供を進めます。
- ・ 本市の貴重な自然や歴史的・文化的資源がまちの元気に結びつくように、農業、林業、商業、工業、観光などの産業間の融合、連携を促進した産業活性化策に取り組むとともに、コミュニティビジネス^{注22}への支援などを通じて、地域レベルでの活性化と生活の質の向上を目指します。

基本目標

元気な地域づくり
まちを担う人づくり
産業の活性化

4) 安全安心都市

- ・ 今後予想される災害や、高齢者をはじめとした災害弱者、犯罪などに対応したまちづくりを進め、消防、防災、防犯など市民が安全で安心した暮らしを営める環境を確立します。
- ・ 特に、高齢者、子ども、障害者などにとっても、生き生きと活発な市民生活が送れるよう、移動手段の確保や安心して歩くことのできる環境づくりに努めます。
- ・ 都市基盤整備においては、地域の暮らしやすさを支えるよう質的な充実を目指します。

基本目標

日常生活における安全安心の確保
非常時への対応
都市基盤の質的な充実

5) 自律協働都市

- ・ 一人ひとりの思いが理解、共感され、施策に反映される多様な市民参画の仕組みを構築するとともに、行政情報の提供・共有やまちづくりに関する情報交流を充実するなど、市民と行政の信頼関係を確立します。
- ・ 市民と行政が対等な立場で、共にまちづくりを担っていくための協働のルールや仕組みを整えます。
- ・ 財政悪化や生産年齢人口の減少など、厳しい中でも引き続き自己改革を進め、行政改革、財政の健全化に取り組みます。
- ・ ごみ処理や小児救急、観光など広域行政の実績を踏まえ、他市町村、他地域との連携を強化し、地域資源の循環につながる、より効率的で効果的な広域行政を展開します。

基本目標

協働の仕組みづくり
行財政改革
広域連携

第3章 目標達成のための重点施策と計画推進の仕組み

1. 重点施策

第4次総合計画を実現するための具体的な取り組みについては、第2章で示した5つのまちづくり目標に沿った施策体系に基づき、基本計画や実施計画を通じて実施します。

限られた資源のもとで目標を達成していくためには、「タテ割」の施策体系を越えて、特に重要な取り組みについて、優先的、横断的に推進していく必要があります。

そこで、第4次総合計画では、まちづくりの基本方向や理念から導き出された次の3点を「重点施策」として位置づけ、全市的な取り組みによってその実現を図るものとします。

(1) 地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実

「人」「自然、歴史・文化」「都市基盤、施設、資産」といった地域資源を活性化させるとともに、それぞれが関わり合い、交流するという相互関連・相乗効果を図ります。さらに、その結果として、新たな価値・サービス・人材を創造・創出することにより、地域、そしてまち全体の活性化を目指します。

まちづくりを担う「人」の育成

- * 地域に根ざしたまちづくりの多様な担い手の育成
- * コミュニティビジネス、起業支援など新たな地域サービスの担い手の育成

「自然、歴史・文化」の保全・活用

- * 自然、歴史的・文化的資源を保全し、継承するためのシステム構築
- * 自然、歴史的・文化的資源を活用し、まちの魅力としての発信

「都市基盤、施設、資産」の有効活用

- * 都市基盤や施設を活用した地場産業の活性化、地産地消の推進
- * まちの活力に結びつく、施設や資産の利活用

地域資源の循環を促進する仕組みづくり

- * 地域経済の活性化に結びつく、観光をはじめとした産業振興や産業間の交流・連携
- * 地域資源の循環を促進するネットワークと横断的な行政の体制の確立
- * 地域資源の円滑な循環を支える土地利用の推進

(2) 質的充実による居住環境の魅力向上

超高齢社会や次世代育成に対応できる安全で安心な居住環境をつくりあげ、とりわけ世代バランスを意識した「ファミリー層」の定住・転入促進に結びつくような、住みたい、住みやすい、住み続けたい、まちの魅力を向上させます。

だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり

- * 災害や犯罪などの脅威に迅速・的確に対応できる体制の整備
- * だれもが円滑に移動できる道路や施設の質的な充実と公共交通ネットワークの確立
- * あらゆる世代に対応した「こころ」と「からだ」の健康づくりの推進
- * 地域に根ざした支え合いの仕組み、ネットワークの確立

魅力と誇りにあふれ、心を育む「教育・次世代育成」のまちづくり

- * 文化や伝統を理解し、地域や郷土愛に満ちあふれた教育の推進
- * 多様性を認め、個性を育み、知・徳・体のバランスのとれた教育の展開
- * 家庭や地域の教育・子育て力向上による次世代育成の推進
- * 家庭教育、社会教育、学校教育の融合・連携の推進
- * あらゆる世代、ニーズに対応した学習活動への支援

居住環境の魅力向上に結びつく基盤づくり

- * リサイクルや排水処理など環境負荷を低減する取り組みの推進
- * 中心市街地をはじめとした、まちの賑わい・魅力づくりへの支援
- * 環境や世代バランスに配慮した土地利用や住宅政策の推進

(3) 市民・事業者・行政の協働の推進

地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実、質的充実による居住環境の魅力向上といった重点施策をはじめ、第4次総合計画のまちづくりを実現するためには、市民・事業者・行政が対等な主体として共にまちづくりを担っていく協働の推進が不可欠であり、そのための人・組織づくり、場づくり、仕組みづくりそのものを重点施策として位置づけます。

協働のための人・組織づくり

- * 地域リーダーやコーディネーターの発掘・育成
- * 地域課題を解決する主体としてのコミュニティ組織への支援
- * 市民の主体的な活動組織への支援

協働のための場づくり

- * 協働を支援し、市民相互の情報交流を図る拠点の整備
- * 地域で気軽に情報交流を行える場の提供

協働のための仕組みづくり

- * 市民活動を支援する仕組みや制度の整備、総合的な支援組織の創設
- * 行政情報の提供・共有、市民相互の情報交流を図るシステムの整備
- * 政策形成や計画立案、行政運営などへの市民参画の推進

2. 第4次総合計画を推進する仕組み

総合計画は、まちづくり全体を対象とした10年にわたる長期的な計画であるため、時代環境の変化などにより、当初の枠組みを変更する必要性が発生することもあります。

また、総合計画に盛り込まれた取り組みは、どれも本市にとって必要なものばかりですが、財政的にも全ての取り組みを一気に実現することは現実的にはできません。

このため、第4次総合計画では、下記に示す仕組みを通じて、着実な目標の実現を目指します。

(1) 定期的な進捗確認とフィードバック^{注23}

- ・ 基本構想に示す目標(まちづくりの目標)がどの程度達成されたかを定期的な調査により把握するとともに、人口推計や時代環境なども再確認します。
- ・ 具体的な取り組みである施策については、基本計画に進捗状況を測定する際の目安となる「指標」を明示し、行政評価システム^{注24}により、毎年、その状況を確認していきます。
- ・ それらの結果を踏まえ、市民ニーズや時代環境の変化に対応して、必要に応じて基本計画を見直します。

(2) 優先順位づけや役割分担による効率的な事業推進

- ・ 事業の進捗状況を踏まえつつ、市民ニーズや緊急性、重要性の分析などを通して常に優先順位を確認するとともに、客観的な財政推計を行い、有効かつ効率的な事業採択に反映させます。
- ・ 総合計画の実現には、組織横断的な取り組みが必要なことから、必要に応じて分野ごとの計画を策定し、総合的な取り組みができる体制整備を行います。

(3) 市民参加による進行管理体制の整備

- ・ 上記の進行管理を市民の視点から行うため、市民参加による進行管理体制を整備します。

資料 用語の解説

注番号	用語名	ページ番号	解 説
注 1	基本構想	1	市の目指す都市の将来像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を示すもの。
注 2	基本計画	1	基本構想を実現するための手段・方法として、基本施策を体系的にとりまとめたもの。
注 3	実施計画	1	基本計画に示された施策に基づき、具体的な事業の計画を明らかにしたもの。
注 4	ローリングシステム	1	中長期の行財政計画や実施計画などで、一定の計画年数をスライドさせながら、計画と実績との差を確認し、計画を見直していく方法のこと。
注 5	都心回帰	4	郊外へ流出していた人口が、都心部に戻ってくる現象。
注 6	自然回帰	4	都心部など人工的なものに囲まれた生活から離れ、自然を求めること。
注 7	団塊の世代	4	1947年(昭和22年)から1951年(昭和26年)ごろまでの、戦後のベビーブーム期に生まれた世代のこと。作家の堺屋太一氏が名付けた。
注 8	昼間人口	4	該当地域内の常住人口から地域外へ通勤・通学する人口を除き、地域外から通勤・通学してくる人口を加えた人口のこと。
注 9	生産年齢人口	5	15歳から64歳までの年齢の人口。年少人口(0～14歳)、老年人口(65歳以上)と区分される。
注 10	東南海・南海地震	5	駿河湾から西に広がる南海トラフで、今世紀前半にも発生する可能性が指摘されている大地震のこと。国の中央防災会議の「東南海・南海地震に関する専門調査会」が平成15年4月に行った算定によると、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、死者は最悪で20,500人、全壊建物は約62万棟、経済的損失は56兆円に達するとされている。
注 11	犯罪発生率	5	人口単位あたりの犯罪認知件数のこと。
注 12	犯罪認知件数	5	被害の届出や告訴などにより、警察が刑法犯の発生を確認した件数のこと。
注 13	京都議定書	6	1997年(平成9年)に京都で開催された、「気候変動枠組条約による第3回締約国会議」で採択された気候変動枠組条約の議定書のこと。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスに関して、1990年の排出量を基準に、先進各国は、2008年～12年の期間における削減数値目標(日本6%、EU8%など)が決められた。2005年(平成17年)2月に発効した。

注番号	用語名	ページ番号	解 説
注 14	持続可能な発展	6	1987年（昭和62年）に国連のブルントランド委員会が行った定義では、「将来世代の要求を満たす能力を損なうことなく、現代世代の要求を満たすような発展」としている。
注 15	財政再建団体	6	赤字額が限度水準を超え、財政再建のために国から再建団体としての指定を受けた自治体のこと。国の管理下で財政の建て直しを図ることとなり、職員数や給与、市の独自サービスも見直され、住民にとっては公共サービスの大幅な低下も予想される。
注 16	NPO	7	Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。
注 17	NGO	7	Non-Governmental Organization の略で、環境、人権、平和など、地球規模の問題に取り組んでいる、非政府組織のこと。
注 18	パートナーシップ	7	提携、協力、協調すること。
注 19	デジタルデバイド	7	IT（情報通信技術）を使いこなせる人と使いこなせない人の間や、利用できる余裕のある高所得者層と余裕のない低所得者層の間などに生じる、機会の不平等などの社会的格差のこと。
注 20	定住人口	8	該当地域内に居住する全人口のこと。常住人口ともいう。
注 21	交流人口	8	通勤・通学をはじめ、買い物、観光、レジャーなど、様々な目的で、該当地域外から訪れる人口のこと。
注 22	コミュニティビジネス	13	地域の身近な課題や需要に対して、市民が主体となって取り組むビジネスのこと。利益の計上とともに、地域の課題を解決する役割を担うことが期待されている。
注 23	フィードバック	15	それまで行われてきたことの結果を反映させて、適切な改善や見直しにつなげていくこと。
注 24	行政評価システム	15	政策や施策、事業などについて、一定の基準、指標を用いて、その目的に対する成果や手段の効率性などについて評価するシステムのこと。